

平成二十年一月三十日

第十回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会議事録

東京都中央卸売市場

目 次

・開 会	1
・新委員紹介	2
・市場長あいさつ	3
・議 事	4
一 審議事項	4
・閉 会	24

日時 平成二十年一月三十日（水）

午後三時 〇分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階

特別会議室A

出席者

会 長	村 山 益 美	学校法人順心広尾学園理事
会 長 代 理	青 山 和 夫	元東京都中央卸売市場長
委 員	井 口 幸 吉	東京都青果物商業協同組合理事長
〃	磯 村 信 夫	東京都花き振興協議会副会長
〃	伊 藤 興 一	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	伊 藤 宏 之	東京魚市場卸組合連合会会長
〃	大 澤 誠 司	東京青果卸売組合連合会会長
〃	大 西 さ と る	東京都議会議員
〃	菅 東 一	東京都議会議員
〃	國 井 克 美	東京都花き振興協議会副会長
〃	齋 藤 壽 典	社団法人大日本水産会常務理事
〃	椎 名 宏 行	全国農業協同組合連合会園芸農産部長
〃	鈴 木 あ き ま さ	東京都議会議員

幹

事

高野喜八郎	東京食肉市場卸商協同組合理事長
武井喜一	東京中央市場青果卸売会社協会副会長
寺内正光	東京食肉市場株式会社取締役社長
中野三千代	東京都地域婦人団体連盟消費經濟部長
名和三次保	東京都生活協同組合連合会会長理事
野原秀司	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長
羽根川信	築地市場労組従組連絡協議会副議長
藤島廣二	東京農業大学教授
細川允史	酪農学園大学教授
山根香織	主婦連合会副会長
横山俊夫	東京都花き振興協議会会長
比留間英人	中央卸売市場長
大野精次	中央卸売市場管理部長
大橋健治	中央卸売市場市場政策担当部長
後藤明	中央卸売市場参事（調整担当）
越智利春	中央卸売市場新市場担当部長
宮良眞	中央卸売市場新市場建設調整担当部長
河村茂	中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）
荒井浩	中央卸売市場事業部長
鈴木達夫	福祉保健局市場衛生検査所長

書

記

野口一紀

中央卸売市場管理部総務課長

大野克明

中央卸売市場管理部市場政策課長

志村昌孝

中央卸売市場管理部財務課長

飯田一哉

中央卸売市場管理部新市場建設課長

鈴木裕之

中央卸売市場管理部副参事（広報・計画担当）

熱田秀

中央卸売市場管理部副参事（食肉事業推進担当）

松村大

中央卸売市場事業部業務課長

伊藤達也

中央卸売市場事業部施設課長

## 第十回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後三時 分 開会

開  
会

司会（松村） お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第十回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方にはご多用のところご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私、当協議会の事務局を務めさせていただいております、東京都中央卸売市場事業部業務課長の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、私のほうから定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっておりますが、ただいま協議会委員二十八名中二十五名の方にご出席いただいております。定足数に達しております。本会は有効に成立しておりますので、開会させていただきます。

なお、本日、あらかじめご欠席と申し出をいただいているのが、大武委員、近藤委員でございます。また、若干おくれるというご連絡を大西由紀子委員からいただいております。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順に、本日の協議会の次第、協議

会の委員の名簿、座席表、そして審議事項、それぞれの資料でございます。お手元がない場合は、お申し出いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。以上、資料の確認をさせていただきます。

それでは、この後は村山会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

村山会長　それでは、ただいまから第十回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。皆様方には大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ほんとうにありがとうございます。本日も多くの議事が予定されておりますので、会の運営について何とぞご協力をいただけますように、あらかじめお願いしたいと思います。

#### 新委員紹介

村山会長　それでは、最初に新しく就任されました委員の方々をご紹介します。前回の協議会以降、新任となられました委員の方々でございますが。

菅東一委員でございます。

菅委員　よろしくお願ひします。

村山会長　よろしくお願ひします。椎名宏行委員でございます。

椎名委員　よろしくお願ひします。

村山会長　よろしくお願ひします。なお、引き続き、委員をお願いしております方々につきましては、まことに恐縮ではございますが、時間の関係もございますので、お手元にお配りしてございます協議会委員名簿をもちまして、紹介にかえさせていただきます。

続きまして、幹事でございますが、お手元にお配りしております幹事・書記名簿をもちまして紹介にかえさせて

いただきます。

それでは、お手元に配付してございます協議会の次第に従いまして、会議を進めたいと思っておりますが、議事に先立ちまして、比留間市場長よりあいさつがございます。

市場長あいさつ

比留間市場長 中央卸売市場長の比留間でございます。

本日は、大変お忙しい中、第十回取引業務運営協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろから東京都の市場行政にご理解とご協力を賜っておりますことに心より御礼を申し上げます。

本日のテーマは、委託手数料の弾力化等についてでございます。なお、奨励金を含みますので、「弾力化等」という表記をさせていただいております。平成十六年に国が市場法を改正いたしました五年の経過措置が設けられました。来年の四月にはこの経過措置が終わり、開設者が定めるといふ制度に移行するわけでございます。この制度の変更はこれからの中央卸売市場のあり方を考えていく場合に、非常に大きな意味、影響を持っております。このことから、この間、一年以上にわたりまして、市場関係業界の皆様方とさまざまな面で意見交換、調整をさせていただきますとともに、国あるいは他都市の開設者とも情報交換、意見交換をいたしました。この段階で東京都としての基本的な考え方、さらには制度の内容がほぼ固まりましたので、本日それをご説明申し上げますとともに、この内容につきましてご審議をいただければという趣旨でございます。ぜひ、忌憚のないご意見をいただきまして、ことしの六月に予定しております都議会への条例案の提案に向けて制度の具体的な詰めをさらに進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

村山会長 ありがとうございます。今お話がございましたように、審議の内容は委託手数料等の弾力化に関する事



項でございます。

## 議事

### 一・審議事項 委託手数料弾力化等について

村山会長　それでは、審議に入りたいと存じます。

まず、委託手数料等の弾力化に係る考え方につきまして、事務局から説明をお願いします。

荒井幹事　中央卸売市場事業部長の荒井浩でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料にもとづきましてご説明をさせていただきます。

一ページをごらんいただきたいと思います。まず、委託手数料弾力等にかかる制度改正の趣旨についてでございますが、現行の委託手数料制度の概要からご説明申し上げます。

(1) のとおり、委託手数料とは、卸売業者が出荷者から販売委託を受けた物品について、仲卸業者や売買参加者等に販売した場合に出荷者から受け取る手数料で、販売額に一定料率を乗じて算定しております。

卸売業者は委託販売におきまして、この委託手数料以外の報酬の收受を禁止されております。現行では卸売市場法と、中央卸売市場条例に規定がございます。

また、国からの通達にもとづき、この手数料率につきましては、全国一律で定められております。

東京都では下記の表のとおり、各取扱品目ごとに中央卸売市場条例で下記の定率以内と定め、規則においてこれと同じ率が定められております。

二ページをごらんください。奨励金制度の概要についてです。

出荷奨励金は卸売業者が、生鮮食料品の安定した供給の確保を図るために、出荷者や出荷団体に対して交付して

いる奨励金で、また、完納奨励金は、卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者や売買参加者に対して交付している奨励金でございます。

この両奨励金とも、国からの通達に基づきまして、開設者の承認制で運用されております。東京都では、条例で奨励金を交付しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならないと定め、承認要綱等で交付限度額や交付率を定めて運用しております。

このように、手数料、奨励金とも国の指導のもとで運営されてまいりましたが、この制度について、平成十六年に国は卸売市場法を改正し、東京都もこれに伴う対応をすることとなりました。

卸売市場法改正の趣旨でございますが、規制の緩和、市場の再編整備等により、市場機能の強化を図り、「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換を図るというもので、委託手数料についても弾力化して、卸売業者が提供する機能・サービスに応じて手数料率を設定することも可能という中身でございます。

また、これにつきまして、国の関与は廃止しますが、開設者は一定の関与をすべきであるとして、具体的にどのような制度にするかは、五年の経過措置期間中に開設者が国の示した四つの例をもとに定めることといたしました。

四つの例は記載のとおりでございますが、一つは卸売業者の届出制とする場合、二番目が開設者が上限を定めたと上で届出制とする場合、開設者が上限を定めた上で承認制とする場合、四つ目が開設者が料率を定める場合です。

さらに、奨励金につきましても国は関与を廃止し、開設者が定めることとなりました。

東京都といたしましては、こうしたことから、平成二十一年四月までに新制度を構築し、中央卸売市場条例の改正等、所要の改正手続を行う必要があります。これまでに国、他都市開設者、卸売業者など市場関係者とともに協議し、考え方をまとめてまいりました。

三ページをごらんください。新制度の考え方と内容でございます。手数料弾力化等に係る都の考えでございますが、枠内に記載したとおり、規制緩和により卸売市場の活性化を図るとともに、卸売業者の健全な経営を確保し、

新制度の安定的な運用を図ることにより、市場機能を強化するというものでございます。このため、一つには、委託手数料については事前届出制により市場の活性化を図ります。卸売業者が機能・サービス等、取引実態に応じてみずからの判断で、自由に料率を設定できる制度とすることにより、卸売業者の創意工夫を可能にして、市場の活性化を図ります。

また、新制度のもとで卸売業者の健全な経営を確保するため、卸売業者と都の双方が経営状況を確認しながら手数料を設定できるようにするとともに、万一、手数料設定の影響によって経営が悪化した場合に開設者が是正できる仕組みを設けます。

さらに、新制度の安定的な運用を図るため、円滑に新制度へ移行し、出荷者が安心して卸売市場へ生鮮食料品等を販売委託できる仕組みを整備いたします。

次に、効率的な市場への出荷や卸売代金の確実な決済を促進し、市場機能を強化するため、現在の奨励金制度を維持します。

出荷奨励金制度は市場への安定供給やコスト削減等、市場機能強化を確保するため、今後とも都が統一的な基準を設けて、関与する承認制度を維持していきます。

また、完納奨励金制度は、出荷者への代金決済を早期にかつ確実に行うことにより、安定的な出荷を確保する機能を有しております。今後とも、都の関与のもとに制度を運営して、生鮮食料品等の安定した供給を確保していくため、承認制度を維持してまいります。

四ページをごらんください。以上の考えに基づく委託手数料制度の内容についてご説明いたします。

委託手数料につきましては、卸売業者の事前届出制とし、中央卸売市場条例を改正して、卸売業者が委託手数料率を設定し、施行前にその内容を開設者に届け出るものいたします。そのための具体的な方策をとってまいります。

まず、卸売業者の健全な経営を確保するための方策といたしまして、届出時に調査を行います。卸売業者に届出時に三年間の事業計画を策定の上、決算書類等とともに提出させ、必要な事前調査を行います。

これは手数料率の届出に際し、事前に料率設定の根拠等を調査することで適切な料金設定を図る趣旨でございます。都は提出された事業計画と決算書類等、及び卸売業者の説明から卸売業者の財務の健全性を調査し、その妥当性を確認いたします。

卸売業者の財務の健全性や卸売業務の適正かつ健全な運営が明らかに損なわれる場合は、届出を受理しないことといたします。

健全経営が損なわれると懸念される場合は、不明な点につきまして、資料や説明を求めることにより、十分な確認を行います。

次に、財務調査会（仮称）を設置いたします。料率を変更する場合は、変更命令を出す場合も含みますが、専門家による財務調査会（仮称）で調査いたします。

料率の変更は、卸売業者の経営に対する影響が大きことから、卸売業者が変更に際して提出する事前説明資料について専門的な見地からの検討を行う趣旨でございます。

調査会は、公認会計士等の企業会計の専門家のほか、企業経営に専門的知識を有する学識経験者で構成いたします。

さらに、開設者による料率の変更命令権を条例上に規定いたします。届出後に次の事由が生じたときには、東京都が卸売業者に料率の変更を命ずることができることを条例で定めます。一つは、委託者に対して不当に差別的な取り扱いをするものであるときです。次に、卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあると認めるとき、その他、不適切と認めるときでございます。

続きまして、新制度を安定的に運用するための方策につきましてご説明いたします。

一つは、料率の設定について取扱品目別といたします。料率の細分化等による混乱等を防止するため、現行の取扱品目である、生鮮水産物、野菜、果実、肉類、花き等といったページ記載の分類ですが、この取扱品目別の手数料といたします。料率の設定に当たっては、品名別や種類別等、さまざまな分類が可能でございますが、細分化や不明確な分類によって出荷者の混乱や煩雑さを招かないよう配慮し、安定的な制度運用を図る趣旨でございます。

次に、料率届出に係る再変更制限期間の設置です。一旦届け出た料率は、最低二年間は再変更できないものいたします。これは新たな料率を届け出る場合、卸売業者と開設者、双方が既存の料率に基づく直近の決算状況を分析した上で新料率について判断するという趣旨でございます。

これを本則とした上で、再変更制限期間について、制度発足時の特例を設けます。制度安定を図るため、制度発足時の特例として最低三年間は再変更できないものいたします。

新制度では届出料率に基づく三年間の事業計画の提出等を新たに義務づけた事前調査を行いますが、この制度発足当初においては、卸売業者と開設者、双方が新たに導入される事業計画策定の有効性や達成見通しを二年間の決算、及び三年目の状況から確認する必要があります。平成二十一年四月から適用される料率については、これとの整合を見るためにも制度発足時の特例として最低三年間は再変更できないものいたします。したがって、次の料率変更可能時期は平成二十四年度以降ということになります。

なお、築地市場の卸売業者につきましては、新市場移転を平成二十四年度に控え、移転準備経費の支出等、通常と異なる決算状況が想定される点を考慮いたしまして、この特例を五年といたします。ただし、卸売業者が今後の経営見込みから五年間の再変更制限は不要と判断し、同一部類の卸売業者が一致して申し出た場合は、他市場と同様に三年間の特例を適用いたします。

その他でございますが、手続期間といたしまして、新料率の適用時期は四月一日からとし、届出は年一回、事前調査はその六カ月から七カ月前といたします。

なお、新制度に移行するため、平成二十一年四月には全ての卸売業者が届出を必要としますが、それ以降変更しない場合は、届出を必要といたしません。

次に、周知の徹底でございます。各卸売業者が手数料率を設定することが可能になるため、すべての出荷者に料率が事前にわかるよう卸売業者が事前に卸売場・事務所等に掲示して周知するほか、東京都はホームページに卸売業者各社の料率を掲載するなど周知の徹底を図ります。

次に、制度改正後の業務運営でございますが、東京都による業務・財務指導を強化いたします。手数料率弾力化後も卸売業者の健全な経営に配慮するため、卸売業者検査（財務指導）や巡回指導（業務指導）を強化しまして、経営状況の正確な把握に努めます。

また、条例、規則等に定める手数料関係規定に違反した場合、必要な監督処分を行うことにより、制度遵守の徹底を図ります。

七ページをごらんいただきましたと思います。奨励金制度の内容についてご説明申し上げます。

承認制による出荷奨励金制度を維持いたします。出荷奨励金は現行どおり、卸売業者の事前申請に基づき、都が承認するものとしたします。出荷奨励金は共同選果・共同販売や大量計画出荷を行うなど、生鮮食料品の安定供給のために協力する出荷者または出荷団体に支出し、市場取引の合理化や効率化の促進を図っております。

今後とも物流効率化によるコスト削減や品質管理の向上など、市場機能強化に向けた取り組みに協力する出荷者に支出するなど、承認制のもとで本制度を活用して市場機能の強化を図り、生鮮食料品等の安定した供給を確保してまいります。

次に、承認制による完納奨励金制度の維持でございます。完納奨励金は現行どおり、卸売業者の事前申請に基づき、都が承認するものとしたします。市場への安定的な出荷を確保するためには、市場から出荷者に対する代金決済を早期に、かつ確実に行う必要があります。このため、卸売業者は、仲卸業者・売買参加者が一定の期限内に代

金を支払ったときは、完納奨励金を交付して市場内での代金回収が確実に進むように努めています。

今後とも卸売業者と仲卸業者・売買参加者が統一したルールにより代金決済を確実に進めるよう、承認制のもとで本制度を運営して、出荷者への確実な代金決済機能を維持し、生鮮食料品等の安定した供給を確保してまいります。

以上が東京都の制度についての考えですが、今後、ただいまご説明したものを原案といたしまして、条例改正案等を作成いたします。その後、平成二十年四月上旬にはこの運営協議会で条例改正案の諮問という形でお諮りいたしまして、ご答申をいただき、六月の第二回都議会定例会に中央卸売市場条例の改正のご審議をいただきます。その後、農林水産省への認可申請を行いまして、平成二十一年四月から新条例を施行するというスケジュールを考慮しております。

以上が弾力化等に対する東京都の考えでございます。

なお、参考として、東京都中央卸売市場における卸売業者の状況についてまとめてございます。取扱数量の推移、経営状況の推移、総売上高の推移、営業利益率の推移等を記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。

村山会長     ありがとうございます。説明は終わりました。この説明に対しまして何かご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

椎名委員     椎名です。

審議事項の内容についてご説明をいただきました。私どもとして意見を述べさせていただきたいと思っております。その内容は、まず一つ目は、卸売市場流通が、今後も生産なり消費サイドの変化に対応して、その期待にこたえていくために、規制緩和によって取引の活性化を図るという法改正の趣旨、この審議事項の内容にも書かれてお

りますけれども、その趣旨に基づいて、まだこの後、細則を含めて、いろいろ協議していかなければいけない、決定していかなければいけない部分もあると思いますので、関係者間での十分な協議をしていただきたいと考えております。

二つ目に、全国各地で生産されております多種多様な生鮮食品がございますけれども、安定的かつ効率的に消費者に供給するということが生産者が生産に安心して励むことができる。そのために、迅速かつ確実に決済を行うという、これまで卸売市場が果たしてきたさまざまな公共的な機能がございます。これについては、今後も維持していただきたいと考えております。

最後に、生産者団体としては、これまでも食の安全だとか安心に対する取り組みを強化してきております。さらにここに来て、生産資材あるいは流通コスト、そういったものの高騰というのが、生産者の手取りの減少につながっているという現実的な問題がございます。そうした中で、私どもとしては、生産基盤をいかにして維持していくのかということに腐心しているわけですけれども、このことは消費者、それから流通に携わっておられる皆さんにとっても非常に重要な課題だと思えますので、ぜひこういった部分についてもご理解をいただいた上で、この後の条例改正に向けての協議をしていただきたいというふうに意見として述べさせていただきます。

以上です。

村山会長　ありがとうございます。それでは、ほかにご意見がある方は、ご発言をお願いします。どうぞ。

伊藤（裕）委員　私は水産の卸売業者でございますが、法改正の時点に比べて、手数料の占める比率といえますか、重みは若干薄れているように思っています。ということは、今、私ども卸売業者にとつて、課題としては、いわゆる食品偽装に言われるように、我々自身が取り扱いをきちんと公正に、しかも正確に行っていくというコンプライアンスの問題が一番大事なことだと思っております。

さらに、今、お話が出ましたように、安心、安全を旨とするということ、あるいは、物流関係の経費、その他コ



スト削減、効率化に努めるといったようなことが我々にとつては大きな課題でございます。もちろん、今、お話が  
出ましたように、出荷者に対する確実な代金決済はもとよりですが、市場として卸売業者が持つております機能は  
十分に果たしていかなければならないと考えております。

そういう中での卸売手数料でございますが、この法改正によって買付が自由化になったということで、若干重要  
度は薄まっているものではございますけれども、依然として卸売業者にとりましては、一つの収益の基本軸に当たり  
ます。買付においても卸売手数料というものが一つの基準になっているという面で、これは大変重要な位置を占め  
ております。今、東京都さんからご提案がございました届出制ということは、長年、開設者あるいは国が手数料率  
を決めてこられたということから大きく変わるわけでございますけれども、基本的にこの考え方を私どもは受け入  
れたいと存じます。

ただし、その中で、再三ここにうたわれておりますように、卸売業者の経営の中身と申しますと、付属の資料に  
ございますように、大変お恥ずかしい話でございますけれども、実際には今の手数料率のもとでも非常に薄い営業  
利益しか、現実にかけておりません。これは水産に限らず、青果も花もそうでございますけれども、私ども、特に  
低いのでございます。そういう中で、この手数料が現実にこれよりも下がった場合には、当然経営を直撃するとい  
うことになるわけでございます。

そういう点での東京都としてのチェックを二重にも三重にもここに書いてございますけれども、きちん  
とお願いしたいと同時に、もう一つの要素としては、やはり手数料率が下がることによって、例えば、下げ競争など  
が起こって市場の混乱を来すと、いわゆる市場取引にご迷惑をかける、あるいは、仲卸、買参の方々に十分な品ぞ  
ろえができないというようなことで、取引に支障を来す、さらに言えば、公益の施設である市場が、市場としての  
公的な役割を損なうということが懸念されます。

したがって、東京都において十分なチェックを行っていただきたいと思います。内容によっては変更命令が出る

ということがここに書いてございますけれども、それらを十分に駆使していただきたいと思えます。一番恐れますのは、私どもが本来の役割である公設市場における消費者の方々に対する安定供給、あるいは出荷者が安心して出荷願えるということを受ける立場として、十分にその役割が果たせるような委託の手数料であるべきだと思っておりますので、その点、一つ意見として申し上げたいと思えます。

以上です。

村山会長　ありがとうございます。そのほかにご意見ございましたらお願いしたいと思います。

藤島委員　確認をさせていただきたいのですが、一つは、今回の届出制につきまして、手数料は、例えば八・五％ということであれば八・五％であり、八・五％以内というような出し方はいけないということと理解しておいてよろしいわけですね。

荒井幹事　それではお答えします。手数料率を二十一年四月に出していただくときには、例えば生鮮水産品について当社では何％という形で出させていただきます。以内という形ではなく取り扱います。

村山会長　ありがとうございます。よろしいですか。

藤島委員　はい。

次に、最低二年間は変更できませんということで、確かにそのくらいの期間が必要なのかなというふうにも思うのですけれども、ただ、場合によっては手数料率の変更というのは、例えば、今年の価格はどうであったかということを考えて、ある程度、収益的なものについてわかるかとは思うのですけれども、なぜ二年間にこだわられるのか。あるいは、最初三年間を前提としなければいけないのか。もしそのようなところで何かこういうことで二年ないし三年がぜひとも必要なのだということがありましたら、教えていただければと思います。

荒井幹事　卸売業者は事業を、事業年度一年でやっています。また、出荷者のほうも出荷計画を年間で立てられるところが多いということから、一年を基本といたしまして、その実績を踏まえた上で料率を検討する必要があるだろ

うということ、二年間を単位として新しい率を考えるとということ。

三年にしましたのは、今度の制度の発足に当たりまして、三年間の事業計画を見せていただいた上で料率を考えるとということがございます。この三年間の新しい事業計画との整合を見るということ、スタート時の制度として考えたということでございます。

藤島委員 大体話はわかるのですけれども、例えば、実績を見られるといつても、そのときによって価格がかなり違ったりするわけですよ。そうしますと、いずれにしろ、一年だけの実績、あるいは二年だけの実績で決めてしまふということ、かなり難しいところがありますし、逆に言うと、二年間でなくても、一年間であったとしても、それまでの価格変動を見ながらある程度シミュレートするといえますか、それなりの収益性を出すこともできるだろうということも考えられるものですから、別に皆さんがそれでよろしいですよと合意されていけばもちろん問題はないんですけれども、二年とか三年というのが必ずしも十分理解できないなところですよ。

荒井幹事 二年間たつたら変えなきゃいけないとか、二年ごとに見直すということではないのです。最低二年間はお出しただいた率でやってみましょうということですので、例えば、お話のようにその間の価格変動があっても、引き続き、その率を適用するという判断もあると思います。その場合には、先ほど、ご説明しましたけれども、お届けの必要はありませんので、そのままの率が使われていくということですよ。

藤島委員 例えば、届出制にした場合に何%ということ、これが上がってきますと、これは今この中でご説明いただきまして、たよりに、すぐ認めるといふことには必ずしもならないわけですよ。それが、例えば来年の四月一日からのごことで考えてみますと、場合によると来年の四月一日に決まらないということも可能性としてはあり得るような感じがするのですが。あるいは、仮に来年は決まったとしても、その後、また三年ないし二年後でもって料率を変更するというような場合に、届出を受けましたけれども、六カ月ないし七カ月検討していただいて、必ずしもそのまま受け入れることはできませんよということになったときの料率はどのようにされるご予定ですか。それとも、

そういうことは絶対にならないということに理解しておいてよろしいのですか。

荒井幹事 料率が決まらないということはないわけでございます。届け出られた料率について必要な調査をさせていただきますということを制度として置くということでございます。

藤島委員 そうすると、届け出られた料率については必ずそれを受けますということになるわけですか。

荒井幹事 先ほど申しましたように、変更して届け出られまして、調査をしたときに明らかに会社の健全な経営を阻害する計画というようなものであれば、それは考え直していただきますよということになるということでございます。

藤島委員 そうですね。そのとおり受けないわけですよ。となりますと、もしも仮に四月一日変更する予定で届け出られて、四月一日までに受けますということにならないようなときには、どうされるのでしょうか。そんなことまで考える必要はないといえれば必要ないのですけれども、ちょっと気になったものですから。

荒井幹事 料率を決めないということは委託を受けられないということでございますので、平成二十一年四月の段階では率を届け出させていただきます。

比留間市場長 よろしいですか。今のお話で、来年の四月一日の段階では、おそらくすべての卸会社さんが一定の率でお出しになってくると思いますけど、今お話で問題になっているのは、多分その後、三年後なり二年後の再変更期間の後の問題だろうと思います。届出を受理しないということは、新しい料率の設定が不適切ではないかと。これは財務の調査会でいろいろ検討してもらうわけですけれども、届出を受理しないということは旧来のものが基本的には扱われることになります。料率を変更しようとする前のものが基本的には適用になると考えております。

村山会長 どうもありがとうございます。先生、よろしゅうございますか。

藤島委員 はい。

名和委員 私の認識不足かもしれないので教えていただきたいんですけど、参考資料の営業収支内訳で、営業利益と

いうのが出てまして、水産、青果、花きそれぞれ、営業利益率が・三七、・三二、・六九と出てます。手前の数表に経常利益率の推移というのが出てまして、平成十八年三月末が水産が・五六で、青果が・五六で、花きが・九一となっています。この経常利益率というのは、営業利益率の後に出てくる数字だと思っておりますが、営業利益よりも経常利益が多いということは、その分ほかのことで努力なさって収支を合わせていると理解してよろしいですか。

荒井幹事　そのとおりでございます。営業利益率は、水産、青果、花きそれぞれ・三七、・三二、・六九ですが、それぞれ会社の経営でございますので各社ご事情がございますけれども、この営業利益に加えまして、例えば受取利息、こういったものがございまして、その結果、経常利益率が向上しているという実態がございます。

村山会長　ほかにございましたら、どうぞ。ご質問でもご意見でもよろしゅうございますが。

山根委員　私、消費者の代表の立場なんですけれども、この生産と店頭の間卸というところはほんとうに一番見えないところで、こういった弾力化ということも、勉強不足もありますけれども、難しくてなかなかわかりづらいです。これで何がどういつふうに変わるのか、新しい工夫とかサービスが普通の私たちの暮らしにもどんな影響があるのかとか、東京都のかかわりというのはどういつふうに変わるのかとか、そういうこともぜひわかりやすく私たちにも情報提供いただければなと思いますので、よろしく願います。

村山会長　要望でよろしゅうございますか。

山根委員　はい。

村山会長　ほかにございませんでしょうか。

羽根川委員　農水省の第八次卸売市場整備基本方針の中で、中央卸売市場の現状が非常に大変な状況になっていると。農水省として、取引規制の緩和によって適切な流通の実現等を図るということで、市場法を改正して、今回の話になつていと思うのですが、先ほど、東京都のほうで、今度の改正に向けての趣旨はこうだという説明があったの

ですが、農水省のほうはこういう言い方をしているのです。改正前は、卸売業者の手数料が一律に設定され、卸売業者の機能・サービスと手数料の関係が硬直化していると。市場法の改正によって、機能・サービスに見合った手数料を徴収できるよう、手数料を弾力化するのだと、そういう言い方をしているわけです。これは農水省の見方ですから、都はどうかということになると思うのですが、農水省は、現状が卸売業者の機能・サービスと手数料の関係が硬直しているという見方をしているわけです。その辺がどのような硬直なのか。今度の弾力化によって、その硬直がどういう変化になるのか。農水省はまた別な言い方もしています。今回の改正については、市場機能の強化に向けて、こういう改正を図るのだと。先ほどの趣旨でもそういう類のことは出てますけれども。

農水省の考えとしては、卸売業者の合併、統合による経営体質の強化を図るのだという方向も提示しているわけです。先ほど、伊藤（裕）委員のほうからも、弾力化による、いろいろな不安とか、今後どうなるのかという心配も出されているわけですけれども、その辺、弾力化によって、経営体質の強化ということで、卸売会社の統廃合が進められるのではないかという危惧もあります。

したがって、今、山根委員からも質問がありました。今度の弾力化によってどういう変化が起きてくるのか。それが、特に直接当事者である卸売会社でいえば、どんな状況になるのか。先ほど、料率の下げ競争みたいな話もありましたが、非常に大きな影響が出るわけです。消費者にとっても、この弾力化によってどういうメリットがあるのか。市場関係者にとっても、弾力化によってどういう形のプラスになる方向が出てくるのか。そのことが市場機能のほんとうの意味での強化になるのかどうなのか、その辺があまりよく見えないのです。

この問題については大きな問題なので、的外れの質問になるかもしれませんが、この弾力化によってこういう方向が変わるんだと、こういう方向が見えてくるんだと、その辺の内容が具体的に全然見えないのでどうなのかなどと思うのですけれども、あまり詳しいわけじゃないので、その辺をわかりやすく説明願えたらと思うのですけれども。

村山会長　よろしいですか。どうぞ。

荒井幹事　大変難しい問題なんですが、まず、消費者にとってのメリットというお話がありました。今回の手数料の弾力化の問題は、販売代金の中から卸売業者が受け取る率がどういうふうになるのかということでございます。で、消費者物価等に影響することはありません。それが一点ございます。

今回の制度改革では、この手数料の弾力化を契機に卸売業者さんが経営基盤強化を図るとか、あるいはサービスの向上を考えるといったことに取り組まれることによって、卸売市場の機能が強化される。その結果、都民生活あるいは消費生活についても卸売市場の果たす役割が高まっていくということになるのかと思っております。

羽根川委員　機能強化になるのであれば、弾力化はいいと思うのですよ。ところが、弾力化によって、機能強化どころか、企業間格差が大きくなって、卸売会社の統廃合が進むというような問題になれば、全然方向が違うのです。したがって、その辺が今度の弾力化によっていい方向になるのだと、市場機能が強化されるのだと、そういう方向が見えてこない、ああ、このほうがいいなという形にならないと思うのです。その辺がわからないので、こういうことになるんですよというわかりやすい説明が欲しいのですけれども。

荒井幹事　会社の経営がどういふふうになるのかということにつきましては、非常に大事な事項でございますので、率について、お届けいただいたときに事業計画を見せていただくというようなこと、あるいは、きめ細かい、今までの以上の財務調査等を行うといった中で、注意深く卸売業者さんの業績を注視していくということを制度化いたしました。

羽根川委員　都として、当事者である卸売会社とはどういう話し合いをされてきたわけですか。

比留間市場長　今のどういふメリットがあるかという点について、私のほうからお話を申し上げたいと思いますけれども、中央卸売市場の制度というのは、大変長い歴史、古い歴史を持ってまして、生鮮食料品を安定的に、かつ衛生状態にきちんと配慮しながら供給していこうということ、相当大的な規制、ある意味では、がちがちのと申し

上げてもらいかもしれないけれども、規制がかかってきたというのが実態だろうと思います。

今、市場を取り巻く流通環境がかなり大きく変化してきていて、市場外流通も増えてきている中で、中央卸売市場がこれからも市場として機能を果たしていくためには、それぞれの市場がみずからの置かれた状況を十分考えながら、主体的に努力していくことが必要だろうと考えています。それは東京のような大都市の市場と地方都市の市場では置かれた環境も違いますので、そういうそれぞれの環境を十分考慮しながら、それぞれが努力していくという事です。

それぞれがというときに、開設者としての努力と、その中で実際に活動している業界の努力が両方相まって進んでいかないと、市場の活性化というのは図れないと考えておりまして、大きな規制緩和の流れというのは、開設者もそうですけれども、業界の方々も、みずからの経営の判断と、この環境の変化の中でどういうふうにこれから経営を進めていくのかという自律的な判断を、その中でしていただくということが求められているだろうと。それが最終的には、生鮮食品の安定的な供給につながっていくと。ですから、短期的に、例えば一年、二年、三年で、この弾力化の成果が出てくるというふうには、私は考えておりません。もう少し、五年、十年という長いスパンで考えていかなければならないだろうと思います。

あわせて、今までそういう大きな規制の中で、しかも国の全国一律の規制の中でやってきた制度でございますので、これを変えていくときには、あまりドラスティクな変え方といえますか、一遍に、もうあしたから、もう一から競争ですよという形は好ましくないだろうと思っております。しかも、先ほど来お話が出てますように、卸売会社の利幅の薄さというのは、これは現実の問題としてありまして、それは競争だからいいのではないかという話には絶対ならないわけで、卸売会社の経営が傾いたときは市場そのものが傾いてしまうという状況にございます。したがって、この制度を改正する大きな理念は、今申し上げました内容ですけれども、これがある意味、ゆっくり安定的に運営していく、進めていくということが重要だろうと考えています。



お答えになっているかどうか、端的にお答えしたかどうかという点がありますけれども、基本的な考え方はそういうところでございます。

羽根川委員 農林水産省のほうでは先ほどお話ししたとおり、卸売業者の機能・サービスと手数料の関係が硬直化しているという位置づけをしているわけですよ。それが硬直化しているので、規制緩和によって、手数料の弾力化を図る、そのことによって硬直化がよい方向に向かうのだという提起ですよ。しかし、一律の手数料が今まで設定されていたのが硬直化の原因になっているのか。そう簡単にそれが原因だとは言い切れないと思っています。農水省は原因はそこなんだと、だから規制緩和で弾力化を図るんだという言い方をしているのですが、果たしてそうなのか。そこは疑問を持っているのです。当事者の伊藤（裕）さんのほうでどういふふうに考えられているかもあるのですが。

だから、規制緩和がいいとか悪いとか、弾力化することがいいとか悪いとは言っているわけではないのです。弾力化によって、市場機能が強化されるのだと、いい方向に進むのだということであれば、全然問題ないと思うのです。ただ、問題ないといっても、実際には当事者のほうからも不安が出されたりしているわけですから、その辺、不安を払拭できるような十分な説明がないと、すぐ、これで規制緩和はいいですよ、弾力化がいいですよという話にはならないと思うのです。だから、その辺の説明をしていただければと思っています。

比留間市場長 冒頭、お話し申し上げましたけれども、この問題につきましては、これからの市場の運営、あるいは経営に与える影響が非常に大きいものですから、かなり慎重に業界の皆様とは調整をしております。一年以上にわたって調整をしております。大筋、この制度の内容については、ご理解をちょうだいしているということで、本日提案させていただいているものがございます。

羽根川委員 わかりました。

伊藤（裕）委員 よろしいですか。

先ほどから農水省の云々というお話が出ているのですが、これは農水省の見解でございまして、それは農水省にお尋ね願ったほうがよろしいかと思うのですが、私も当事者としたしましては、先ほど、発言申し上げましたように、今一番大事なことは、手数料よりもまだ優先順位が高いものがあるのだと。それが、さっき申し上げたように、食品偽装です。いろいろなごまかしがありましたよね。そういうことがあってはいけません。それが今一番大事だと思っております。

二つ目には、安心、安全が図られていなくてははいけません。ごまかしてはいけません。安心、安全でなければいけない。そしてさらに、流通のコスト、市場において無駄なコストがかかっている部分というのはあると思うのです。それらを常時チェックしながらこれを削減していくということで、生産者の方にも消費者の方にも、市場を信用していただいて、安心して市場に預けていただく。あるいは、市場から買っていただく。そういうことにつながると思っております。僕はそれが一番大事だと思うのです。それは、我々の喫緊の課題であると思っております。

藤島委員　私も、今、出ているお話は非常に重要だなと。きょうの改正については、私もおおむね妥当だろうと考えております。場合によってはこれ以上いいものが出てくるのかもしれないですけども、比較的落ち着くところに落ち着いたのではないかと考えております。

ただ、農水省の場合もそうですし、今回もそうなのですけれども、先ほどからお話が出ていますように、これらの卸売市場をどういうふうに持っていくのかというビジョンをある程度出させていただくのが必要になってくるかなど。お話しのように、機能の強化が必要だと、機能の強化ができますよと、これは確かにわかります。ですけども、機能の強化とはどういうことなんでしょうかと。具体的に、どういう形で機能の強化を進めていくのだろうか。これはわからないのです。

また、それぞれの業者が主体的に考えてほしい。これもよくわかります。けれども、全体の方向性も何も定めずに、あなた方、主体的に考えなさいと言われたって、これは困るわけですよ。先ほどのお話に出ていますよう

に、安全、安心の問題、非常に重要ですよ。コストの問題も非常に重要です。でも、東京都が全体としてどうやって安全、安心の方向性を保障できるような形で市場流通を持つていくのか。あるいは、流通コストを下げるために市場流通としてどういうことをすべきなのかという全体の案といいますか、そういうものを開設者として出していただけると、それぞれの業者の方はもちろんですし、各市場としても非常に進むべき方向、自分たちのやるべき方向というのははっきりしてくるんじゃないかと思うのです。そのところが非常に重要だと。

私が、今回、ほんとうに農水省を非常によくないと思っているのは、手数料の弾力化をやりますよと言いながら、弾力化をやっただけであって、何の方向性も出してないのです。弾力化を方向性だと言うだけの話であって、弾力化をすれば自由競争になって効率化しますよと。じゃあ、弾力化して自由競争 競争はいいですよ。競争はいいですけども、じゃあ、自由競争を維持していくための方策は農水省は何か考えているのですかと、それを最後に出してない。そういうことでは、やはり全体として、一番適切な方向に進むということは難しくなってくるだろうと。

そのところは全体方向を出せるのは、例えば東京都といいますか、開設者なり、あるいは国なりだろうと思うのです。個々の業者の方たちに全体方向を出しなさいと言ったって、個々の方たちが出すというのは非常に難しい話でしょうから、いろいろお話を聞きして、それをうまく取り上げるような形で出されるというのは重要だとは思いますが、やはり全体的にそれをまとめていただきたいなど。そのところがないと、このような形で改正、修正されるのは非常に重要だとは思いますが、なかなか市場全体としての十分な機能を引き出すことができないのじゃないかという感じを受けてます。意見として、そういう方向性を出していただきたいと思えます。

村山会長 意見でございまして、そのほかに何かございましょうか。

名和委員 今後のスケジュールについてですが、この表を見ますと、次回で条例案をここでつくるんだと。答申をさせていただくんだと。あとは、都議会、議会に持ち込むのだということなのですが、今も各委員の皆様から出たよ

うに、大変重要なテーマでもあるわけで、例えばパブコメをとるだとか、あるいはここだけで言って、その日に資料が出てきて検討しろ、手を挙げるというのも、少々無理なことがあるかもしれないという、全体の運営としての合意をやっていくために、第二回の定例会までにどんなことをお考えになつていいのか。この会議だけですべて終えて、あとは議会だというのは、もう少し丁寧な運営というのをお考えいただけないものか。要望でございます。

村山会長　ほかにございませんでしょうか。細川委員、どうぞ。

細川委員　意見というわけではなくて一応、案が決まったということを踏まえまして、感想も含めまして一言発言させていただきます。

今回、将来の市場のビジョンを出す必要があるとか、いろいろなご意見をもらいまして、皆さん、ごもつともですけれども、第一に、法律で期限が切られておりまして、それをもとにつくらなくてはならないという前提があったと思うのです。そういう中で、将来に向けての方向を出していくことを考えますと、規制緩和と卸売市場の安定的発展、生産、消費の安定、それらのバランスをどうとるかということが最大の課題だったと思うのですが、今回の、きょう決まりました内容につきましては、そういう中では非常に緻密に組み立てられているという印象がございます。現時点においては最良の内容ではないかと思しますので、私は、これをもとに新しい時代に向かってスタートしていくのではないかなと思います。

いろいろご指摘もありましたけれども、スタートしていく中で、またいろいろと変動もあるかと思うので、それにはそれに対応していく、この協議会でも今後ずっとフォローしていくと。これで終わりではなくて、かなり時代も動くと思えますし、そういう気持ちで今後やっていくのがいいのではないかという意見を申し上げます。

村山会長　いろいろなお立場からご意見、またご質問もいただいたわけですが、ほかにございませんようでしたら、きょうの協議会はこの制度について、方向というものを定めていくという位置づけがございますので、協議会の審議といたしましては、先ほどからご意見がございますように方向としてはこの方向で行って、運用につ

いてはまだいろいろこれからの問題があるということも承りました。今後はそういうことも課題として残るわけですが、ごさいまされども、制度としまして、きょう、私も協議会が議論をいたしましたことについてはこういう経過をたどって、次回の運営協議会につないでいくという、一つの経過の協議会でごさいますが、この点についてはご賛同いただけましょうか。

(「異議なし」の声あり)

村山会長　ありがとうございます。ご賛同いただいたということで、きょうの協議会を終わりたいと思います。これは先ほど事務局から説明があったように、条例としての提案をしていくということでごさいますので、今度は次回の協議会において条例案を諮問いただいて、答申を差し上げ、都議会にご提案されていくということになるわけです。きょうの段階を一つご承認いただいて、次回の日程としましては四月上旬ということで四月十日あたりを考えているわけでごさいますが、よろしくご理解、ご協力をいただきたいと思います。

本日の協議会は、これをもって終わりいたしますけれども、最後に市場長から発言をお願いします。

比留間市場長　本日は大変熱心に、このテーマにつきましてご審議いただきまして、ありがとうございます。きょう賜りました貴重なご意見につきましては、これから条例案を詰めていくという中で、反映をさせて、東京都にふさわしい内容にまとめ上げていきたい。そういうことで、また四月にご審議をちょうだいすることになりますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。

閉　　会

村山会長　ごあいさつは終わりました。長い時間ご協力をいただきまして、ありがとうございます。これをもちま

して、本日の協議会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後四時 七分 閉会